

京都市告示第 2 2 7 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により，平成 2 7 年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

平成 2 7 年 6 月 2 2 日

京都市長 門 川 大 作

1 事業計画が告示された日

平成 2 7 年 5 月 2 9 日（京都府告示第 2 9 9 号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域及び調査期間

調 査 地 域	調 査 期 間
上京区出水区のうち主税町，聚楽町，四町目，中務町，西院町，南伊勢屋町，左馬松町，北伊勢屋町，櫛笥町，中書町，二町目，三町目，田中町，西神明町，東神明町，弁天町，二本松町，新御幸町，浮田町の一部，小山町の一部，中村町の一部，下丸屋町の一部，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，田村備前町の一部，白銀町の一部及び福島町の一部	平成 2 7 年 4 月 1 3 日 から平成 2 8 年 3 月 3 1 日 まで
上京区出水区のうち櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町の一部，北伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，中務町の一部，小山町の一部の一部，西院町の一部，浮田町の一部，中村町の一部，下丸屋町の一部及び田中町の一部	平成 2 7 年 4 月 1 日 から 同年 1 0 月 3 0 日まで

(行財政局資産活用推進室)